

■法改正に伴う対比表：予想問題集 一級ビルクリーニング技能検定対策

下記の法改正に伴い基準値等が変更となっております。下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

【改正法規】

1. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（令和3年12月24日政令第347号）
2. 事務所衛生基準規則（令和3年12月1日省令第188号）

頁	問題集の表記	法改正に関連する事項	法規
P53 問 10 答：エ	建築物衛生法施行令で定めた空気環境の調整のうち、正しいものはどれか。(p.16) ア ホルムアルデヒドの量は空気1m ³ につき1.5mg以下であること イ 一酸化炭素の含有率は、1万分の10以下であること ウ 温度は、20℃以上30℃以下であること エ 相対湿度は、40%以上70%以下であること	設問の読み替えは不要。正しい基準を覚えてください。 ア ホルムアルデヒドの量は、空気1m ³ につき0.1mg以下であること イ 一酸化炭素の含有率は、100万分の6以下であること ウ 温度は、18℃以上28℃以下であること エ 相対湿度は、40%以上70%以下であること	1
P54 問 13 答：エ	「事務所衛生基準規則」に定める室内作業面の明るさで、普通作業の最低基準値として正しいのはどれか。(p.19) ア 450ルクス以上 イ 350ルクス以上 ウ 250ルクス以上 エ 150ルクス以上	法改正により設問として不適格となりました。 3区分が2区分に変更されました。正しい基準を覚えてください。 改正前 精密な作業：300ルクス以上 普通の作業：150ルクス以上 粗な作業：70ルクス以上 改正後 一般的な事務作業：300ルクス以上 付随的な事務作業：150ルクス以上	2
P98 問 258 答：ア	事務所衛生基準規則の清潔関係規則について不適切なものはどれか。(p.308) ア 通常、遊離残留塩素の場合0.1ppm未満とすること イ 通常、結合残留塩素の場合0.4ppm以上とすること ウ 男性用大便所は60人以内ごとに1個以上とすること エ 男性用小便器は30人以内ごとに1個以上とすること	設問の読み替え不要。 ただし、便所については新たに「独立個室型の便所」が法令で位置づけられ、独立型便所を付加する場合の取り扱い、少人数の場合の例外と留意事項が示されています。	2
P92 問 225 答：イ	作業環境要因と健康について最も適切なものはどれか。(p.283.284) ア 照明は普通の作業ならば300ルクス以上必要である イ 作業者の眼の視角の45°以内に光源を置かない ウ 騒音性難聴は76デシベル以上の環境で起きる エ 清掃機器は低周波でうるさくはない	法改正により設問として不適格となりました。 正しい基準を覚えてください。 ア 照明は「 <u>一般的な事務作業</u> 」ならば300ルクス以上必要である	2